

平成 29 年 3 月 14 日  
東京都環境局

## 処理能力及び貯蔵量の合算規定の緩和について

「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）」が平成 28 年 11 月 1 日に改正されました。

この改正により、①同一事業所内に独立非連結設備が複数ある場合の処理能力、②同一事業所内に容器が複数ある場合の貯蔵量、の合算規定が緩和されました。

また、改正前に既に許可を取得又は届出している事業所であっても、手続きをすることにより処理能力及び貯蔵量の合算方法を見直し、許可届出の内容を変更することができます。

東京都では、合算規定の緩和に伴う許可申請及び届出等の手続きについて、下記のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 製造設備の処理能力

##### (1) 新規事業所（H28.11.1 以降の許可届出）

###### ア 一種製造者の場合

同一事業所内の処理能力は全て合算して許可する。

ただし、独立非連結設備であり処理能力が 100 m<sup>3</sup>未満（1 種ガス 300 m<sup>3</sup>未満）の施設が事業所内にある場合、事業者の判断により合算せずその施設を二種製造者として届出することができる。合算しない独立非連結設備が複数ある場合、これら設備を一括して届出することとし、適用する規制レベルは設備ごとの処理能力により決定する。

#### <具体的な事例>

同一事業所内に複数の 1 種ガス独立非連結設備（500 m<sup>3</sup>、310 m<sup>3</sup>、250 m<sup>3</sup>、10 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）がある場合

(a) (b) のいずれかを事業者が選択できる。

##### (a) 一種製造者のみ

1 許可（500 m<sup>3</sup>、310 m<sup>3</sup>、250 m<sup>3</sup>、10 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）

・適用する規制レベルは全て一種規制レベル

##### (b) 同一事業所に一種製造者と二種製造者が併存

1 許可（500 m<sup>3</sup>、310 m<sup>3</sup>）、1 届出（250 m<sup>3</sup>、10 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）

・許可設備に適用する規制レベルは全て一種規制レベル

・届出設備に適用する規制レベルは、250 m<sup>3</sup>の設備は 30 m<sup>3</sup>以上の二種規制レベル、（10 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）の設備は 30 m<sup>3</sup>未満の二種規制レベル

## イ 二種製造者の場合

合算しなくてもよい独立非連結設備が複数ある場合、これら設備を一括して届出する。なお、適用する規制レベルは各設備の処理能力により決定する。

### <具体的な事例>

同一事業所内に複数の1種ガス独立非連結設備（200 m<sup>3</sup>、150 m<sup>3</sup>、20 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）がある場合

1届出（200 m<sup>3</sup>、150 m<sup>3</sup>、20 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）

- ・（200 m<sup>3</sup>、150 m<sup>3</sup>）の設備に適用する規制レベルは30 m<sup>3</sup>以上の二種規制レベル
- ・（20 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）の設備に適用する規制レベルは30 m<sup>3</sup>未満の二種規制レベル

（注） ガス設備で接続されていないもの（ユーティリティとして用いる窒素又は空気配管で連結されていて、緊急時に当該ガスの供給を遮断できる場合を含む）で、かつ、他の製造設備に影響を及ぼさないものは、各設備を独立非連結設備とみなす。

## （2）既存事業所（H28.10.31以前の許可届出）

事例は全て1種ガス独立非連結設備とする。

### ア 一種製造者の場合

以下の手続きを行わない場合は、改正前の合算規定を引き続き適用する。

（ア）一種製造許可を「一種製造許可と二種製造事業届」に分割する場合  
「二種製造事業届」と「一種製造許可の軽微変更届」を提出する。

### <具体的な事例>

（500 m<sup>3</sup>、310 m<sup>3</sup>、250 m<sup>3</sup>、10 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）の一種製造許可の分割

- ・ 一種製造許可の軽微変更届により（250 m<sup>3</sup>、10 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）を除外し、一種製造許可を（500 m<sup>3</sup>、310 m<sup>3</sup>）のみとする。
- ・ 合算しない（250 m<sup>3</sup>、10 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）について、二種製造事業届を提出する。（二種製造事業届は一括して届出）
- ・ （250 m<sup>3</sup>）に適用する基準は30 m<sup>3</sup>以上の二種規制レベル、（10 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）に適用する基準は30 m<sup>3</sup>未満の二種規制レベルとなる。

（イ）一種製造許可を「二種製造事業届」に分割する場合

「二種製造事業届」と「一種製造許可の廃止届」を提出する。

### <具体的な事例>

（250 m<sup>3</sup>、100 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）の一種製造許可の分割

- ・ 合算しない（250 m<sup>3</sup>、100 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>）について、二種製造事業届を提出する。（二種製造事業届は一括して届出する。）
- ・ （250 m<sup>3</sup>、100 m<sup>3</sup>）に適用する基準は30 m<sup>3</sup>以上の二種基準、（0 m<sup>3</sup>）に適用する基準は30 m<sup>3</sup>未満の二種基準とする。
- ・ 一種製造許可の対象がなくなるため、廃止届を提出する。

(注) 一種製造者が、その許可を受けたところに従って貯蔵するとき、または、製造した高圧ガスをその事業所において販売するときは、貯蔵と販売の許可届出は必要ありません。しかし、二種製造者にはこのような免除規定はないため、一種から二種に変更した場合、貯蔵と販売の許可届出が新たに必要となる場合があります。

## イ 二種製造者の場合

特段の手続き無く改正後の合算規定を適用することとし、独立非連結設備ごとの処理能力により適用する規制レベルを決定する。

### ＜具体的な事例＞

(200 m<sup>3</sup>、20 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>) の二種製造事業届の分割

・手続きなし

(旧) 全て 30 m<sup>3</sup>以上の二種規制レベル

(新) (200 m<sup>3</sup>)に適用する規制レベルは 30 m<sup>3</sup>以上の二種規制レベル

(20 m<sup>3</sup>、0 m<sup>3</sup>)に適用する規制レベルは 30 m<sup>3</sup>未満の二種規制レベル

## 2 貯蔵量

平成 28 年 11 月 1 日以降、以下のように貯蔵量を合算することとするが、①一つの容器内のガスの容積が 0.15 m<sup>3</sup>以下のもの、②車両に固定した燃料装置用容器、はいずれの場合も合算しない。

合算により貯蔵量が 300 m<sup>3</sup>以上となった場合は、合算した貯蔵所ごとに許可届出する。

なお、合算により貯蔵量が 300 m<sup>3</sup>未満となった場合は、許可届出の必要はないが、「その他貯蔵（一般則 18 条）」の基準は適用される。

### (1) 新規貯蔵所 (H28. 11. 1 以降の許可届出)

#### ア 消火設備 (改正なし)

配管でつながっている消火設備ごとに貯蔵量を合算する。

距離にかかわらず消火設備以外の貯槽・容器とは合算しない。

#### イ 貯槽や容器が配管によって接続されている場合 (改正なし)

貯槽や容器同士の距離にかかわらず合算する。

#### ウ 貯槽と貯槽、貯槽と容器が配管によって接続されていない場合 (改正なし)

貯槽と貯槽、貯槽と容器の距離が 30m 以下の場合に合算する。

#### エ 容器と容器が配管によって接続されていない場合 (改正あり)

I 容器(置場)同士の距離が 22.5m 以下の場合に合算する。(II と III の場合を除く。)

II 容器(置場)と容器(置場)の間が障壁で遮蔽されている場合は、容器(置場)同士の距離が 11.25m 以下の場合に合算する。(III の場合を除く。)

III 容器(置場)と容器(置場)の間が障壁で遮蔽され、各容器置場の面積が 8 m<sup>2</sup> 以下の場合、容器(置場)同士の距離が 6.36m 以下の場合に合算する。

### ＜エ 容器と容器の貯蔵量を合算する場合の注意点＞

- 1 各容器(置場)の距離は、平面距離(水平投影距離)ではなく立面距離で計測する。
- 2 各容器(置場)が同一建物内にあってもⅠⅡⅢにより合算する。
- 3 ⅡとⅢの障壁は例示基準 22 で示されている障壁構造のものに限る。
- 4 ⅡとⅢの容器(置場)は、「容器が破裂した際に圧力が解放されることを妨げない場所」の場合に限る。
- 5 「圧力解放を妨げない場所」とは、容器(置場)がある区画の床・側面・屋根の6面に、①換気口・通気口、②強度のない扉・窓・仕切り、③軽量の屋根等が、容器が破裂した際に障壁を破壊しない程度に設けられている場合をいう。

#### (2) 既存貯蔵所 (H28.10.31 以前の許可届出)

改正後の合算方法により貯蔵量を算定し直した結果、貯蔵所を分割できる場合は以下の手続きを行うことができる。分割の手続きを行わない場合は、改正前の合算規定を引き続き適用する。事例は全て1種ガスの容器(置場)を想定する。

##### ア 一種貯蔵所

##### (ア) 「一種貯蔵所」「二種貯蔵所」「その他貯蔵」に分割する場合

「二種貯蔵所設置届」と「一種貯蔵所の軽微変更届」を提出する。

### ＜具体的な事例＞

( $250\text{ m}^3+250\text{ m}^3+250\text{ m}^3+250\text{ m}^3+700\text{ m}^3+5,000\text{ m}^3$ )の一種貯蔵所を( $250\text{ m}^3$ 、 $250\text{ m}^3+250\text{ m}^3$ 、 $250\text{ m}^3+700\text{ m}^3$ 、 $5,000\text{ m}^3$ )に4分割

- ・二種貯蔵所として( $250\text{ m}^3+250\text{ m}^3$ )と( $250\text{ m}^3+700\text{ m}^3$ )を各々新規に届出する。
- ・一種貯蔵所について軽微変更届を提出し、( $5,000\text{ m}^3$ )以外の貯蔵所を除外する。
- ・( $250\text{ m}^3$ )は「その他貯蔵」の基準が適用される。

##### (イ) 「一種貯蔵所」「その他貯蔵」に分割する場合

「一種貯蔵所の軽微変更届」を提出する。

### ＜具体的な事例＞

( $250\text{ m}^3+250\text{ m}^3+5,000\text{ m}^3$ )の一種貯蔵所を( $250\text{ m}^3$ 、 $250\text{ m}^3$ 、 $5,000\text{ m}^3$ )に3分割

- ・一種貯蔵所について軽微変更届を提出し、( $5,000\text{ m}^3$ )以外の貯蔵所を除外する。
- ・( $250\text{ m}^3$ ) ( $250\text{ m}^3$ )は「その他貯蔵」の基準が適用される。

##### (ウ) 「二種貯蔵所」「その他貯蔵」に分割する場合

「二種貯蔵所設置届」と「一種貯蔵所の廃止届」を提出する。

### ＜具体的な事例＞

( $250\text{ m}^3+250\text{ m}^3+250\text{ m}^3+250\text{ m}^3+2,500\text{ m}^3$ )の一種貯蔵所を( $250\text{ m}^3$ 、 $250\text{ m}^3+250\text{ m}^3+250\text{ m}^3$ 、 $2,500\text{ m}^3$ )に3分割

- ・二種貯蔵所として( $250\text{ m}^3+250\text{ m}^3+250\text{ m}^3$ )と( $2,500\text{ m}^3$ )を各々新規に届出する。
- ・一種貯蔵所の対象がなくなるため、一種貯蔵所の廃止届を提出する。
- ・( $250\text{ m}^3$ )は「その他貯蔵」の基準が適用される。

(エ) 「その他貯蔵」に分割する場合  
一種貯蔵所の廃止届を提出する。

**<具体的な事例>**

(250 m<sup>3</sup> × 13 か所 = 3,250 m<sup>3</sup>) を 13 分割

- ・ 一種貯蔵所の対象がなくなるため、一種貯蔵所の廃止届を提出する。
- ・ (250 m<sup>3</sup>) 13 か所は全て「その他貯蔵」の基準が適用される。

イ 二種貯蔵所

(ア) 複数の「二種貯蔵所」に分割する場合  
手続きの必要はない。

**<具体的な事例>**

(250 m<sup>3</sup> + 250 m<sup>3</sup> + 250 m<sup>3</sup> + 250 m<sup>3</sup>) の二種貯蔵所を (250 m<sup>3</sup> + 250 m<sup>3</sup>、250 m<sup>3</sup> + 250 m<sup>3</sup>) に  
2 分割

- ・ 基準が変わらないため手続きする必要はない。  
ただし、分割により容器置場の合計面積を小さくして置場距離を短縮したい場合などは、手続きが必要となる。

(イ) 「二種貯蔵所」「その他貯蔵」に分割する場合  
法定の手続きはないが、分割することについて報告（任意様式）する。

**<具体的な事例>**

(250 m<sup>3</sup> + 200 m<sup>3</sup> + 150 m<sup>3</sup>) の二種貯蔵所を (150 m<sup>3</sup>、200 m<sup>3</sup> + 250 m<sup>3</sup>) に 2 分割

- ・ 二種貯蔵所について、(150 m<sup>3</sup>) を除外して (200 m<sup>3</sup> + 250 m<sup>3</sup>) とすることを報告する。
- ・ (150 m<sup>3</sup>) は「その他貯蔵」の基準が適用される。

(ウ) 「その他貯蔵」のみに分割する場合  
二種貯蔵所の廃止届を提出する。

**<具体的な事例>**

(250 m<sup>3</sup> + 250 m<sup>3</sup>) の二種貯蔵所を (250 m<sup>3</sup>、250 m<sup>3</sup>) に 2 分割

- ・ 二種貯蔵所の廃止届を提出する。
- ・ (250 m<sup>3</sup>) 2 か所には「その他貯蔵」の基準が適用される。

**<問い合わせ先>**

- ・ 23 区及び島しょ地区

東京都環境局環境改善部環境保安課ガス冷凍担当 TEL 03-5388-3543

- ・ 多摩地区

東京都多摩環境事務所管理課ガス冷凍担当

TEL 042-525-4772

## <参考>

### 1 製造の規制レベル（1種ガスのみの場合）

合算後の 処理能力 *1	技術上の基 準(一般則) *2	危害予防 規程届	保安 教育	定期自 主検査	保安統 括者等	変更 工事	軽微な 変更工事
300 m <sup>3</sup> 以上 (1種)	6条 6条の2(CE)	義務 あり	計画 教育	義務 あり	義務 あり	許可	事後届
30~300 m <sup>3</sup> 未満(2種)	11条(6条、6 条の2準用)	義務 なし	教育	義務 あり	義務 なし*3	事前届	なし
0~30 m <sup>3</sup> 未満(2種)	12条 (緩い基準)	義務 なし	教育	義務 なし	義務 なし	事前届	なし

\*1 処理能力を合算した製造設備全てに同一の規制レベルを適用

\*2 スタンド以外の定置式製造設備の適用条項

\*3 可燃性液化ガスの加圧ポンプについては義務有り

### 2 貯蔵の規制レベル（1種ガスのみの場合）

合算後の 貯蔵量*1	区分	技術上の基準 (一般則)*2	新規 設置時	変更 工事	軽微な 変更工事
3,000 m <sup>3</sup> 以上	1種貯蔵所	18条2号、23条(6 条1項42号準用)	許可	許可	事後届
300~3,000 m <sup>3</sup> 未満	2種貯蔵所	18条2号、26条(6 条1項42号準用)	届出	事前届	なし
0~300 m <sup>3</sup> 未満	その他貯蔵	18条2号のみ	なし	なし	なし

\*1 貯蔵量を合算した容器及び貯蔵設備全てに同一の規制レベルを適用

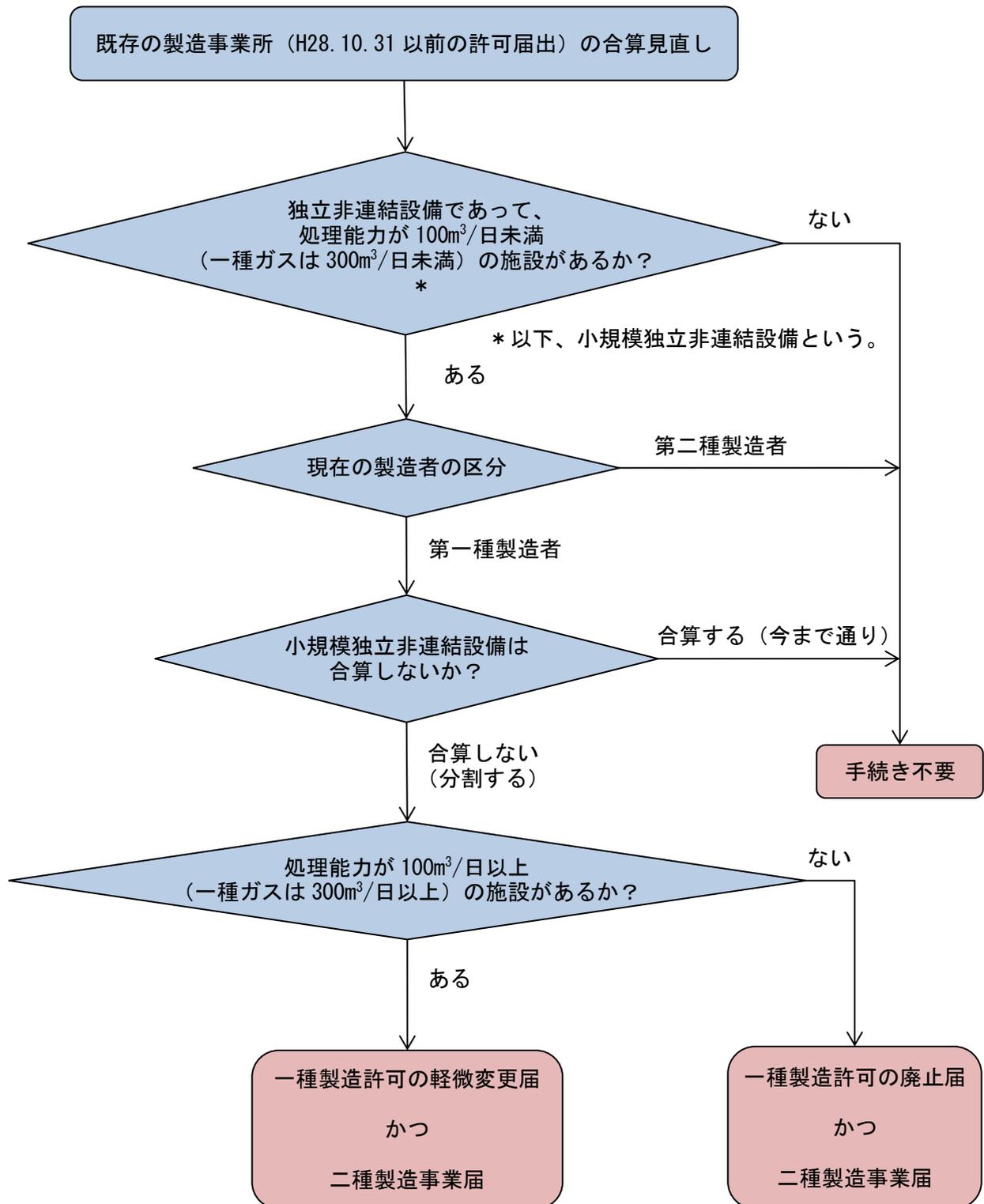
\*2 配管に接続されていない容器の適用条項

- ・18条2号の主な基準

通風、周囲2m以内火気禁止、充填・残ガス容器区分、ガス種別区分、40℃以下

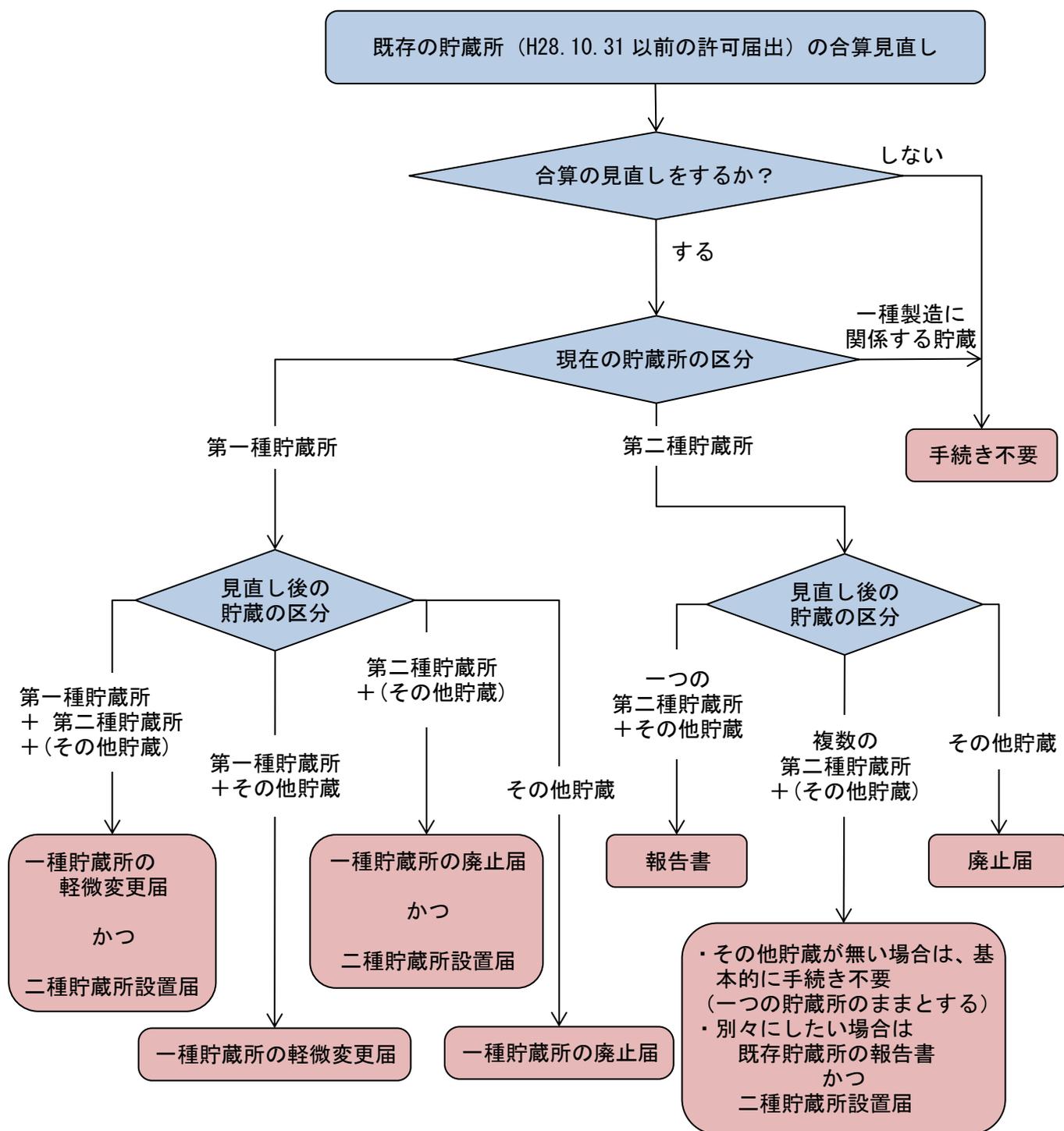
- ・6条1項42号の主な基準

置場距離、階数制限、軽量の屋根、滞留しない構造、消火設備、除害装置



※ 1 第一種製造者から第二種製造者に変更した場合、貯蔵と販売の許可届出が新たに必要になる場合があります。

※ 2 詳細はお問い合わせください。



- ※ 1 貯蔵所が複数ある場合は、各々の貯蔵所について許可届出を行います。
- ※ 2 上図は貯蔵所の工事を伴わない場合の例です。
- ※ 3 詳細はお問い合わせください。